

第2次紀の川市 男女共同参画推進プラン ～中間見直し～



～ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち～

2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

概要版





どうして男女共同参画社会の実現が必要なの？

現在の日本では、日本国憲法をはじめとしたさまざまな法律で「男女平等」が保障されています。しかし、実際には固定的な性別役割分担の意識や性別による偏見は私たちの意識や慣習の中に根強く残っています。また、職場や家庭、地域社会など、あらゆる場面で男女間の不平等を感じる 경우가多くあります。豊かで活力のある社会の実現には性別に関わらず、あらゆる人々の個性と能力が十分に発揮されることが必要不可欠です。こうした活力ある地域社会をつくっていくために「男女共同参画社会」の実現が必要です。

男女共同参画社会の定義

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

2023(令和5)年 プランの中間見直しを行いました

計画策定の趣旨

紀の川市では、男女共同参画社会の実現に向け2009（平成21）年に「男女共同参画推進プラン」、2018（平成30）年に「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」（以下「第2次プラン」）を策定し、取組を進めてきました。

この度、2023（令和5）年をもって第2次プランの策定から5年が経過したことから、これまでの取組の成果を検証するとともに、最近の国や県、紀の川市の動向等を踏まえ、中間見直しを行いました。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき、本市における配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画と、地域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含めた計画とします。

計画の期間

計画の期間は、第2次プランの計画期間である2018（平成30）年度から2027（令和9）年度のうち、後半の5年間にあたる2023（令和5）年度から2027（令和9）年度を計画期間とします。

基本理念	基本目標	基本方針	施策の方向
ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち	1 あらゆる分野において 男女がともに 活躍できる環境づくり	1 市民協働・ボランティア・ 地域活動への参画の推進	1. 男女がともに参画する地域活動の推進・支援 2. 男女共同参画のまちづくりを進める学習 機会の充実と人材育成 3. 地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策
		2 政策・方針決定過程での 男女共同参画	1. 審議会・委員会等への女性の参加促進 2. 市役所における男女共同参画の推進
	2 仕事も生活も大切に できる環境づくり	1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)を 実現する支援の充実	1. 子育てや介護などの家事支援の充実 2. 仕事と家庭の両立のための環境の整備
		2 農林業、自営業などでの 男女共同参画の推進	1. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境 の整備 2. 農林業分野での女性の参画推進
		3 雇用の分野での男女平等 の推進	1. 雇用の場での男女の均等待遇の確保 2. 女性の就労支援
	3 個人の尊厳が 確立された 社会づくり	1 あらゆる男女間の暴力的 行為の根絶	1. 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の 充実 2. 暴力根絶のための体制の充実
		2 男女共同参画推進のため の教育の充実	1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育 の推進 2. 男女共同参画の観点からの教育現場の整備 3. 教育現場での啓発事業
		3 多様な人々が安心して暮 らせる社会環境の整備	1. ひとり親家庭への生活自立支援 2. 高齢者が安心して暮らせる条件整備 3. 障害者が安心して暮らせる条件整備
	4 男女共同参画の 視点に立った 意識・健康づくり	1 生涯を通じた男女の健康 支援	1. 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の 発育支援 2. 性差に応じた医療の推進 3. ライフステージに応じた心と体の健康支援 4. 性と生殖に関する情報提供や学習機会の 充実
		2 男女共同参画の 意識啓発の推進	1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報 提供の充実 2. 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報 提供の充実 3. 男女共同参画に関する調査・研究や施策な どへの取入れ

目標値一覧

基本目標	指 標	現状値(2022)	目標値(2027)
1	自治会長に占める女性の割合	2.0%	5.0%
	女性消防団員数	19 人	25 人
	市の審議会・委員会の女性の割合	21.4%	35.0%
	市役所職員の管理職における女性の割合	29.4%	30.0%
2	ファミリーサポートセンター利用者数	627 人	650 人
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合 (紀の川市市民意識調査より)	15.2%	12.0%
	家族経営協定の締結数	157 件	160 件
	女性の農業者の農業者年金新規加入者数	4 人	3 人
	女性の農業委員の人数	2 人	5 人
	女性の認定農業者数	15 人	20 人
	雇用者数100名以下の事業所で一般事業主行動計画を策定している事業所	4 社	20 社
	女性の創業支援資金給付者数	5 人	6 人
3	身体的暴力(なぐる・ける)を受けたことのある人の割合	13.0%	現状値未満
	精神的暴力(暴言・脅迫)を受けたことのある人の割合	17.6%	現状値未満
	教育委員会委員の女性割合	25.0%	25.0%
	市立小・中学校の教頭以上の女性割合	27.9%	25.0%
	就労移行支援事業利用者数	16 人	28 人
	認知症サポーター数	4,669 人	7,200 人
	紀の川歩(てくてく)体操の活動拠点数	93 拠点	169 拠点
	障害福祉サービス支給決定者数	565 人	610 人
4	妊産婦の相談件数	1,568 件	500 件
	子育て環境・体制の整備、支援についての満足感	38.2%	40.0%
	乳がん検診の受診率	17.0%	30.0%
	スポーツを週1日以上行っている女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	22.1%	65.0%
	女性の健康寿命	84.32 歳	現状値以上
	「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合 (紀の川市市民意識調査より)	72.5%	85.0%
	「人権映画会・人権講演会」の参加者数※	—	800 人
	「市民の意見や要望が市政に反映されている」と思う女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	22.4%	50.0%

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により2021年度の「人権映画会・人権講演会」は未実施

基本目標 1

あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

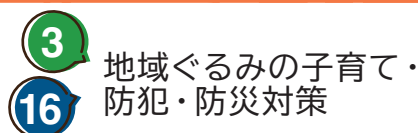
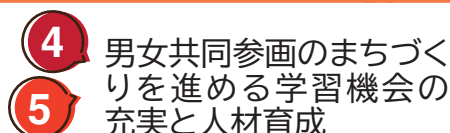
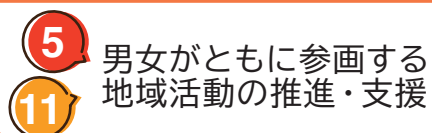
あらゆる世代の男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍することができるよう、行政や地域、企業などにおける女性の参画拡大に努め、社会のさまざまな分野において男女双方の視点や意見を積極的に反映することが大切です。

基本方針1. 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

男女がともに地域社会の一員として地域の問題に取り組み、住みよい安全なまちづくりを進めていくためにも、地域における指導的役割を果たす女性の人材を育成し、女性のエンパワーメントの支援を行います。

また、仕事を中心とした生活を送っている若い世代の男性の多くは地域活動などに参加する機会が少なく、地域との関わりが希薄になりがちであるため、若い世代も含め、あらゆる年代の男女がともに地域活動を担うことができるような環境づくりを推進します。

施策の方向

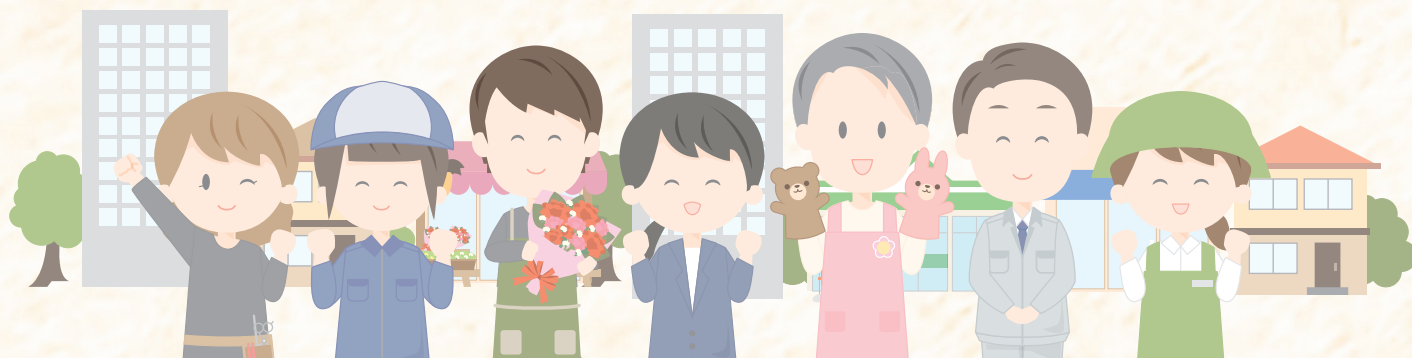
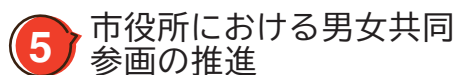
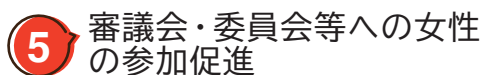


基本方針2. 政策・方針決定過程での男女共同参画

女性の参画が遅れている分野においては、将来的に指導的位置に成長していく女性の人材の確保・育成のため、継続就業やワーク・ライフ・バランスなどの環境の整備、企業への働きかけを行います。

また、政治的な課題に女性ならではの視点を反映させるためにも、政策・方針決定の場における女性の参画をより拡大し、あらゆる分野での女性の参画を推進します。

施策の方向



基本目標 2

仕事も生活も大切にできる環境づくり

複雑に変化する社会情勢の中、男女がともに経済的に自立し、家庭や仕事、その他の活動のバランスの取れたライフスタイルを確立できるよう、男女平等の労働環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組む必要があります。

基本方針1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する支援の充実

男女が協力しながら仕事と生活の調和を保つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知、実現することで多様な働き方の実現に向けた取組を推進します。

施策の方向



③ 子育てや介護などの
家事支援の充実

⑤ 仕事と家庭の両立の
ための環境の整備

基本方針2. 農林業、自営業などでの男女共同参画の推進

今後、農林業や自営業などの分野で活躍する女性が能力を発揮し、経営や組織・組合の役員などへの女性の参画が進むよう、農林業、自営業などでの女性の政策・方針決定過程への参画拡大を推進し、男性中心の経営の改善を目指します。

また、役割と貢献に対して適正な評価がなされ、男女が対等なパートナー関係を築くことができるよう、家族経営協定の普及や活用を推進することで女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

施策の方向



⑤ 女性の経済的地位の向上と
就業条件・環境の整備

② 農林業分野での女性の
参画推進

基本方針3. 雇用の分野での男女平等の推進

今後、男女間格差の縮小や、女性の能力発揮を促進するため、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

施策の方向



⑤ 雇用の場での男女の
均等待遇の確保

⑤ 女性の就労支援

基本目標 3

個人の尊厳が確立された社会づくり

地域で暮らす全ての人が安心して暮らすことができるよう、市民の人権意識のより一層の形成を図るとともに、あらゆる暴力を許さない意識を形成し、個人の尊厳が確立された安心・安全な社会づくりに取り組みます。

基本方針1. あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

あらゆる暴力の防止、根絶に向けて、ドメスティック・バイオレンスなどについて理解を深めるとともに、広報・啓発・情報提供や体制を整備し、暴力の抑止・予防に努めます。

また、被害者の支援に向け、関係機関との連携・協働による保護から自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。

施策の方向



暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実



暴力根絶のための体制の充実

基本方針2. 男女共同参画推進のための教育の充実

子どもの育成にあたっては、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解していることが必要となるため、教職員や指導者に対する意識啓発を行います。

また、これから社会を担う子どもたちが性別によって人生の選択肢を狭めることなく、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女共同参画の意識を持てるよう、学校などにおける男女平等教育を推進します。

施策の方向



学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進



男女共同参画のまちづくりを進める学習機会の充実と人材育成



地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策

基本方針3. 多様な人々が安心して暮らせる社会環境の整備

複合的に困難な状況に置かれている人々を支援するためにも、個々の状態に応じたきめ細かな支援とともに、様々な属性の人々への正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

また、市職員など相談業務に携わる者に対して、男女共同参画の視点に立った研修を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

施策の方向



ひとり親家庭への生活自立支援



高齢者が安心して暮らせる条件整備



障害者が安心して暮らせる条件整備

基本目標 4

男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

全ての市民が人権を尊重され、いきいきと暮らしていけるよう、市民の人権意識の形成を推進し、男女が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組む必要があります。

また、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女がともに自覚を持って取り組める社会を推進します。

基本方針1. 生涯を通じた男女の健康支援

男女がともに性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じた心身両面からの健康づくりの支援や相談体制の充実を図ります。

施策の方向



- ③ 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援
- ③ 性差に応じた医療の推進
- ③ ライフステージに応じた心と体の健康支援
- ⑤ 性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実

基本方針2. 男女共同参画の意識啓発の推進

人権尊重や男女共同参画に対する理解を浸透させるため、あらゆる分野において広報・啓発活動の充実を図ります。また、男女がともにその個性や能力を発揮し、自らの意思で参画していくことのできる社会を築くことができるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を目的とした意識改革を図る広報・啓発活動を推進します。

施策の方向



- ④ 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実
- ④ 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報提供の充実
- ⑤ 男女共同参画に関する調査・研究や施策などへの取入れ

第2次紀の川市男女共同参画推進プラン ～中間見直し～ 概要版



発行: 2023(令和5)年3月

編集: 紀の川市 企画部 人権施策推進課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

電話: 0736-77-2511(代表) FAX: 0736-77-0917

メールアドレス: k050300-001@city.kinokawa.lg.jp